

令和 07・08・09 年度に実施する船舶の修繕に関する技術審査について

令和 7 年 1 月 1 5 日

支出負担行為担当官

第六管区海上保安本部長 小野 雄介

次のとおり、技術審査申請を受付（公募）します。

1 当該公募の概要

本件は、海上保安庁が発注する船舶修繕の受注を希望する事業者（参加者）を公募するものです。

参加を希望する事業者は、所定の様式により申込みを行い、令和 07・08・09 年度に海上保安庁が発注する船舶修繕を受注するために必要な要件を満たしているか否かの技術審査を受け、合格した場合は船舶修繕請負契約にかかる入札等に参加が可能となるものです。

2 参加申込者の技術審査

(1) 別表の「技術審査の区分」により審査を行います。

(2) 定期公募による技術審査

令和 07・08・09 年度国土交通省競争参加（全省庁統一資格）（以下、「新資格」という。）の審査時期にあわせ募集を行い、「海上保安庁の船舶の修繕に関する技術審査実施要領」による技術審査を実施し、合否を決定します。

(3) 定期公募以外の技術審査

上記 2（2）の審査時期に参加申込みができない事業者にあつては、次の定期公募までの期間において「海上保安庁の船舶の修繕に関する技術審査実施要領」に従い随時申込みを受付け、技術審査を実施し、合否を決定します。

3 技術審査の実施

技術審査を希望する事業者は、「海上保安庁の船舶の修繕に関する技術審査基準」に基づき、下記5により配布する申請書及び審査に必要な資料等を提出場所の担当に提出すること。

4 申請書の配布、提出場所及び受付期間

(1) 申請書の配布、提出場所

〒734-8560

広島市南区宇品海岸3の10の17

第六管区海上保安本部 船舶技術部 管理課 (担当：甘井)

電話 082-251-5111 (内線2311)

※申請書等の提出は、持参又は郵送(書留郵便に限る。)

(2) 受付期間

① 定期公募による技術審査受付期間

令和7年1月15日(水)から令和7年1月31日(金)17時までの間

② 定期公募以外での技術審査受付期間

令和7年2月3日(月)以降随時

5 申請に必要な提出書類

(1) 技術審査申請書(船舶修繕)及び技術審査資料

(2) 国土交通省競争参加資格に関する書類

① 定期公募の場合

a) 旧資格を有する者は、「令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)決定通知書」の写し及び新資格の資格申請書の写し

b) 旧資格を有しない者は、新資格の資格申請書の写し

c) a)、b)いずれの場合も、新資格による等級が確定次第、新資格による等級を証明する書類

② 定期公募以外の場合

a) 新資格を有する者は、「令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)決定通知書」の写し

b) 旧資格のみを有する者は、「令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)決定通知書」の写し及び新資格による等級が確定次第、新資格による等級を証明する書類の写し

c) 旧資格を有しない者は、新資格による等級が確定次第、新資格による等級を証明する書類の写し

(3) その他支出負担行為担当官が必要と認める書類

6 申請手続き等に関する問い合わせ先

上記4(1)に同じ

7 その他

随時審査による資格の有効期間は、資格を付与したときから有効です。

随時審査の場合、申請混雑の影響で、資格の付与に時間を要する場合もあり希望する調達案件の入札に間に合わないことがあります。

技術審査の区分	船舶の区分	申請に必要な資格
巡視船Ⅰ類甲(鋼)A	5500トン型巡視船	A
巡視船Ⅱ類(鋼)	500トン型巡視船	B
	350トン型巡視船(とから型を除く)	
巡視船Ⅱ類(軽合金)A	180トン型巡視船(つるぎ型を含む、しもじ方を除く)	B
巡視艇Ⅱ類(軽合金)	30m型巡視艇(あそぎり型を除く)	C
巡視艇Ⅲ類(鋼)	35m型巡視艇(まつなみを除く)	C
	23m型巡視艇	
	20m型巡視艇	
	18m型巡視艇	
測量船・灯台見回り船Ⅲ類(鋼)	20m型測量船	C
	15m型灯台見回り船	
特殊警備救難艇・実習艇Ⅲ類(FRP)	監視取締艇	C
	A型実習艇	
	C型実習艇	

参考:「海上保安庁の船舶の修繕に関する技術審査実施要領」4.(6)

「申請に必要な資格」が別表によることができない場合、「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領について」(平成13年1月6日 国官会第22号)第29条第2項及び第3項により技術審査を申請することができる。なお、申請先が複数に及ぶ場合は、いずれか一つの申請先に申請することとする。

別表 1 技術者の基準

技術審査を受けようとする船舶の区分に応じて下表に示す技術者数を雇用(臨時雇用を含む。)していること。

技術の審査区分	船舶の区分	技術者			
		船体部	機関部	電気・計器部	武器部
巡視船Ⅰ類甲(鋼)A	5500トン型巡視船	1名	1名	1名	1名
巡視船Ⅱ類(鋼)	500トン型巡視船	1名	1名		1名
	350トン型巡視船(とから型を除く)				
巡視船Ⅱ類(軽合金)A	180トン型巡視船(つるぎ型を含む、しもじ方を除く)	1名	1名		1名
巡視艇Ⅱ類(軽合金)	30m型巡視艇(あそぎり型を除く)	1名	1名		1名
巡視艇Ⅲ類(鋼)	35m型巡視艇(まつなみを除く)	1名			1名
	23m型巡視艇(ことなみ型、なつぎり型に限る)				
	20m型巡視艇				
	18m型巡視艇				
測量船・灯台見回り船Ⅲ類(鋼)	20m型測量船	1名			/
	15m型灯台見回り船				
特殊警備救難艇・実習艇Ⅲ類(FRP)	監視取締艇	1名			/
	A型実習艇				
	C型実習艇				

注 武器部については、武器搭載船舶に限り、船体部、機関部、電気・計器部と兼任することができる。